

多古町まちづくり志民活動助成事業のお知らせ

申請期限： 4月9日(金)まで

多古町では『志ある民』による新たなまちづくりの展開を応援するため、『まちづくり志民活動助成事業補助金』を創設しています。



【制度の概要】

申請及び決定

- ①志民団体から新規提案を受け付けます。
- ②第三者組織による審査選考を行います。
- ③採択された団体には補助金を交付します。
(※上記には一定の基準を定めています。)

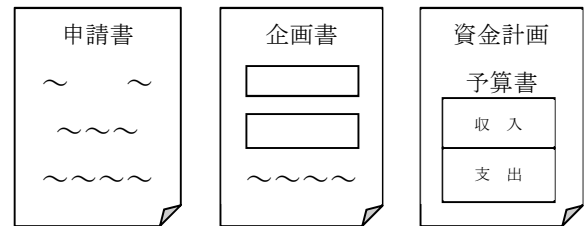
補助率及び上限額

- 単独事業：事業経費の90% (上限50万円)
複数団体連携事業：事業経費の80% (上限60万円)
イベント：事業経費の50% (上限50万円)
(※経費からは入場料等の収入額を差引きます。)

【例示】

- ・地域の文化伝承公開交流事業
- ・高付加価値農業のための研究&チャレンジ事業
- ・多古B級グルメ開拓のためのレシピコンテスト
- ・体験型農業を通じた都市間交流事業
- ・子供の安全安心をサポートする防犯事業
- ・空き家を利用した農家レストラン
- ・親子野外自然教室
- ・スポーツイベント企画
- ・おもてなしフラワーロード事業
- ・道の駅周辺観光ボランティア
- ・多古を描こう芸術祭 など・・・

【申請手続】



- ①上掲の3点を役場に提出してください。
- ②審査委員会でプレゼンテーションしてください。
- ③審査員からのアドバイスも受けられます。
- ④審査結果通知書が送られます。

発 想

- ①思いつきを活かしチャンスを逃さない
- ②問題意識や危機感を共有できる仲間づくり
- ③課題や目的を明確化し共感する
- ④気楽に楽しみながら人のためになれる

構 想

- ①町の問題点・課題を客観的に把握
- ②先進事例の調査研究・情報収集
- ③地域資源の洗出し・使えるものは?
- ④多様な協力者を巻き込みパワーアップ
- ⑤ビジョンを描いて夢に向かう

事業化

- ①ビジョン実現のための計画事業化
- ②ニーズを把握し適切な規模と内容構築
- ③事業規模に応じた予算立て
- ④補助金以外の収入確保 協賛金
- ⑤対象を明確にし適切な方法と手段構築

お問い合わせ

多古町役場都市計画課都市計画係 0479-76-5408